

「千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例」の一部改正について

1 改正の目的

「千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例」（以下、「条例」という。）において、事業用大規模建築物の所有者に対し、減量計画書の提出等を義務付けており、廃棄物の適正処理及び資源化に係る啓発及び指導を行っている。事業用大規模建築物の基準に満たないものの、一定量以上の廃棄物の排出が見込まれる事業所の所有者に対しても、減量計画書の提出等を義務付けることとし、ごみの減量再資源化及び適正処理の推進を図る。

あわせて、「千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則」（以下、「規則」という。）の改正を行う。

2 改正の内容

(1) 「事業系一般廃棄物多量排出事業所」の新設

前年度月平均 3t 以上又は年間 36t 以上の事業系一般廃棄物を排出した事業所を「事業系一般廃棄物多量排出事業所」とし、減量計画書の提出等を義務付ける。

- ・事業用大規模建築物 500 件（既存）
- ・事業系一般廃棄物多量排出事業所 26 件（新設）

(2) 事業系一般廃棄物多量排出事業所所有者に対する規制

- ①事業系廃棄物減量計画書の作成・提出の義務化
- ②廃棄物管理責任者の選任の届出の義務化
- ③事業系一般廃棄物管理票（マニフェスト）の使用義務化
- ④義務項目に違反すると認められる場合、改善勧告・公表ができる制度を規定

※保管場所の設置は建物建築時に義務付ける必要があるが、多量排出事業者のように排出量をもって認定する場合、すでに建物は建築されており、新たに保管場所の設置を義務化することは、事業者側の負担が大きいため、設置の義務化を規定しない。

3 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日

4 その他（規則改正）

(1) 減量計画書様式（規則様式第 4 号）の改正

- ・減量計画書記入項目「再利用対象物」を見直し、「食品廃棄物」や「剪定枝」を追加するなど市のごみ処理基本計画に見合った項目とする。
- ・他市を参考に、様式を抜本的に見直し、排出事業者が記入しやすい様式とする。

(2) 減量計画書提出期限の改正

【現在】5 月 31 日 → 【改正後】6 月 30 日

新設の「事業系一般廃棄物多量排出事業所」は、前年度 4 月～3 月の事業系一般廃棄物の排出実績に基づいて対象事業所を認定するため、対象事業所所有者への減量計画書提出依頼の発送が 5 月中旬となることから、減量計画書の提出期限を 6 月 30 日とする。

「事業系一般廃棄物多量排出事業所」における減量計画書の提出期限にあわせて、既存の事業用大規模建築物についても、提出期限を現在の 5 月 31 日から 6 月 30 日に変更する。

5 新たに対象となる見込みの事業所における意見聴取について

(1) 新たに対象となる見込みの事業所

平成 29 年 1 月～12 月において、月平均 3t 以上又は年間 36t 以上事業系一般廃棄物を排出した事業所で、事業用大規模建築物に該当しない事業所を調査し、抽出した（26 事業所）。

(2) 意見聴取

対象となる見込みの事業所に対し、事前に条例改正の内容について資料を送付した後、個別に訪問説明を行ったところ、条例改正に対する反対意見はなかった。

<主な意見>

- ・現在ごみの減量に取り組むことは難しいが、市が実施する施策のため、今後できる限り協力していきたい（飲食業）。
- ・人員及び経費を確保できないため、ごみの分別や減量に取り組むことは難しいが、条例改正の内容については理解した（造園業）。

(3) 意見聴取に対する対応方針

対象となる見込みの事業所から、条例改正の内容に対する反対意見はなかったため、原案をもって条例議案とする。

6 制度の周知及びスケジュール（予定）

条例議案議決後、市内事業者に対して制度改正の周知を行う。

- (1) ホームページに掲載
- (2) 既存の事業用大規模建築物所有者に対して制度改正（様式変更等）に関する案内文を送付
- (3) 新規開業事業者に対して「事業所ごみ分別排出ガイドブック」を送付する際、あわせて制度に関する案内文を同封
- (4) 許可業者を通じて制度改正に関する案内文を配布

スケジュール（予定）	
H30.12 月	条例議案提出（平成 30 年第 4 回定例会）／改正条例公布
H31.1 月	規則・要綱改正決裁 制度改正の周知（HP 作成、制度に関する案内文の作成・配布等）
2 月	
3 月	↓ 「事業用大規模建築物・事業系一般廃棄物多量排出事業所ごみ処理の手引き」作成
4 月	条例・規則・要綱施行